

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革



<現状と課題>

人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担意識は少しずつ変わりつつありますが、男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つとなっています。

令和2年度の市民意識調査の結果によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思う」と答えた割合が5年前の調査時より減少し、「そう思わない」という割合は全体で30%近く増加しました。しかし、男女別で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合を見てみると、男性の方が女性よりそれぞれ高くなっています。また、年齢別で見ると、年齢が上がるにつれ、その傾向は高くなり、性別や年齢によって意識差がある結果が出ました。

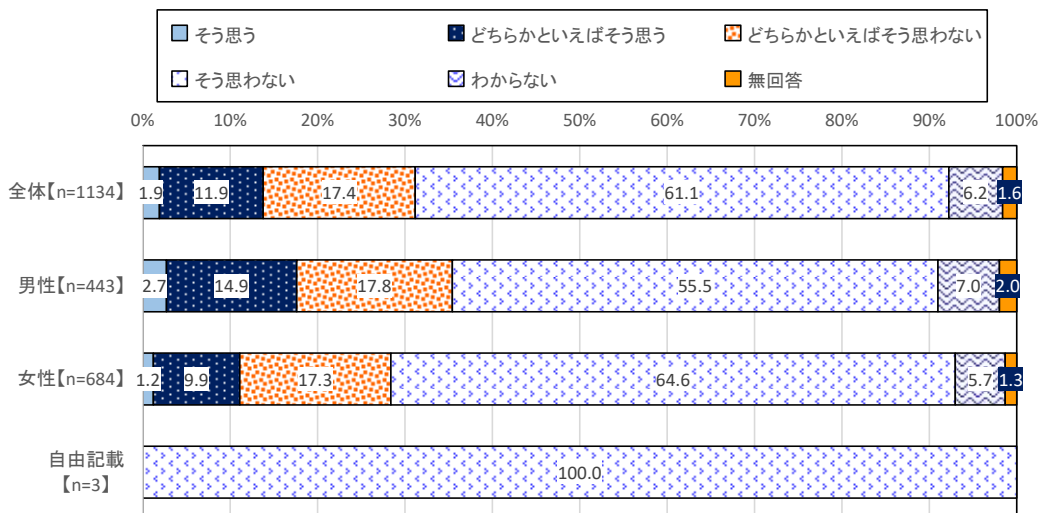
このことから、男女共同参画の意識づくりが、一定の効果を示しているものの、いまだに根強く残っている性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、様々な媒体を通じての広報活動や、学習機会の提供などに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、「人権の尊重」は男女共同参画社会の実現の基本となるべきものです。誰もが生まれながらに持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。男女共同参画社会の実現を推進していくためには、性別等を問わず個人の尊厳を重んじ、すべての人が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていきます。

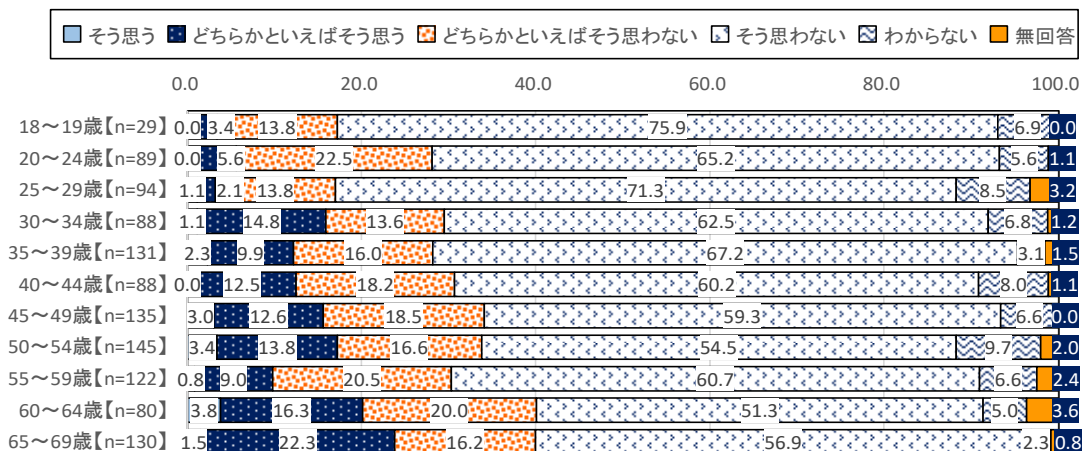
さらに、男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際社会の課題に関心を持ち、国際理解を深めるように引き続き取り組んでいきます。

「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（取手市）

⑦男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき



<年齢別>



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

日本国憲法第14条

日本国憲法には、個人の尊重や男女平等がうたわれています。

第14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上の割合	50歳代以上 ・「そう思う」平均2.4% ・「どちらかといえばそう思う」平均15.4%	令和2年度比較で減少	市民協働課 (市民意識調査)
市の男女共同参画事業の認知度	・取手市男女共同参画計画 9.8% ・取手市男女共同参画推進条例 6.9% ・取手市男女共同参画紙「風」 7.1%	・取手市男女共同参画計画 15.0% ・取手市男女共同参画推進条例 12.0% ・取手市男女共同参画紙「風」 12.0%	市民協働課 (市民意識調査)
人権教室への参加者数	686名* ※令和2年度はコロナ禍の影響で中止したため、令和元年度の実績	720名	市民協働課

施策の内容

(21) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
117	情報発信と啓発活動の充実	あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。また、市の男女共同参画ホームページを充実させます	市民協働課
118		男女共同参画紙「風」を、引き続き市民編集員と共に作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信していきます。	市民協働課
119		市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。	市民協働課
120		性別による固定的役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消について、市職員、市民、事業所に対し、広報やホームページを通じて啓発します。	市民協働課
121		市の男女共同参画計画や男女共同参画推進条例について、市民の理解や関心を深めるため、積極的な啓発を行います。	市民協働課
122	市民向け講座や講演会等の開催	市民の男女共同参画に関する関心を高めるため、11月の茨城県男女共同参画推進月間に市民有志で構成される実行委員会による「女と男とともに輝くとりでの集い」を実施します。	市民協働課
123		男女共同参画を推進し、講座等の活動をしている市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等と	市民協働課

		の連携と交流について引き続き推進していきます。	
124		男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施します。 (再掲→主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	市民協働課

(22) 人権尊重意識の啓発

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
125	人権意識を高めるための啓発事業の実施	市広報紙やホームページ等を活用し、市民に人権意識を高めるための情報を発信し、人権週間期間には、人権擁護委員と共に街頭啓発や公共施設にチラシを設置し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	市民協働課
126		人権擁護委員による学校や地域に対する啓発活動(人権教室、人権の花運動等)を引き続き実施し、特に子どもたちに対し、他人への思いやりやいたわりの大切さ等を伝えていきます。	市民協働課
127	相談体制の充実	市民から寄せられる相談は、年々増加するとともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	市民協働課
128		教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。	教育総合支援センター

(23) 国際社会の取り組みへの理解と協力

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
129	国際交流の促進	国際交流活動への参加を促進するとともに、市民の海外派遣等を通じ、グローバル時代に対応できる多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	秘書課
130		国際交流や国際協力を目的とした活動をする市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	市民協働課、 秘書課
131	男女共同参画に関する国際理解の促進	男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などを市ホームページ等を通じ広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。	市民協働課

主要課題9

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



<現状と課題>

性別等にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、子どもたちからの男女共同参画の視点を踏まえた教育が重要です。

令和2年度の市民意識調査の結果によると、「男女共同参画社会を実現するために行政がどのようなことに力をいれていくべきか」という問いに対し「子どもたちからの男女共同参画社会教育」と回答した割合は5年前の調査時は27.9%だったのに対し、今回は39.5%と増加し、子どもたちからの男女共同参画意識の形成の必要性について市民意識が高まっていることがわかります。

男女共同参画意識の形成には、人生の早い時期において学習したことや、経験したことが大きく影響します。特に小中学校における教育は、男女共同参画意識を育むにあたって大きな役割を担っています。

このため、子どもたちが多くの時間を過ごす学校を始めとして、人格形成の基本となる家庭や地域社会など、様々な場面において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の提供を推進し、未来の取手に向けて男女共同参画意識を高めていきます。

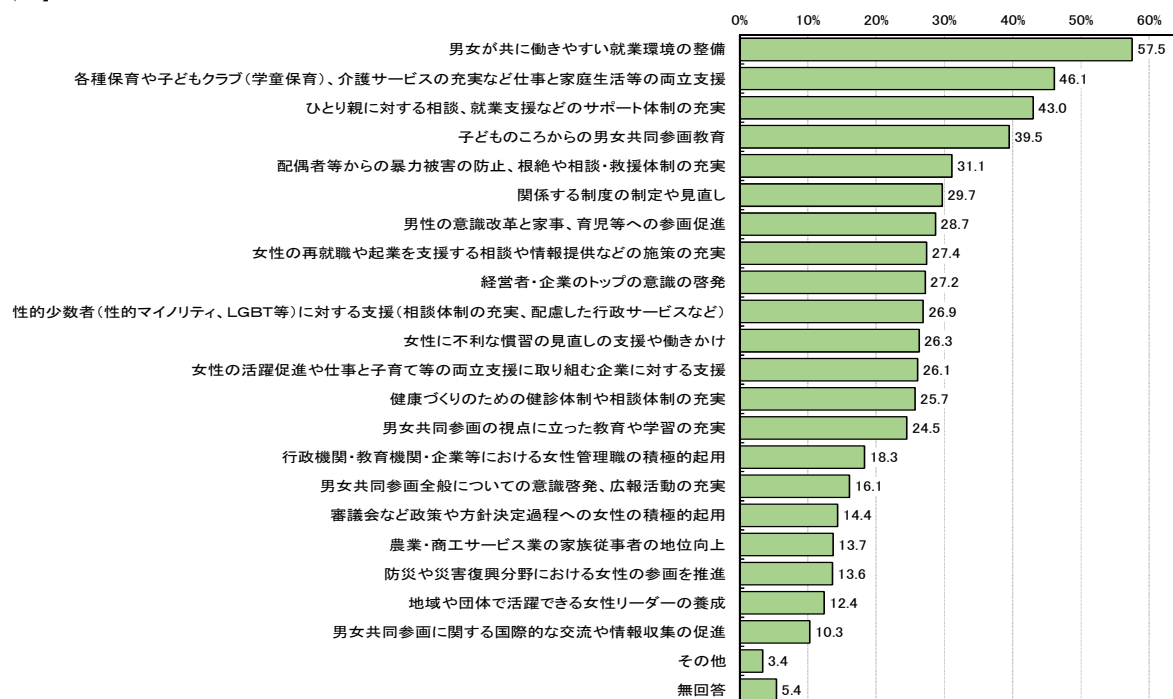
また同時に、多様な生き方を選択し、個々の能力が十分に発揮でき、社会のあらゆる分野に参画するための教育・学習機会の提供の充実や、子どもたちの自立に向けた力を高める取り組みを実施します。

取手市が男女共同参画のために力をいれていくべきこと（取手市）

問 36 「誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち取手」を実現するため、取手市（行政）は、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。

（〇はいくつでも）

【n=1,134】



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
教育相談部会を定期的に実施してる公立学校数	小学校14校 中学校 6校	小学校14校 中学校 6校	教育総合支援センター
職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	小学校9校 中学校6校 ※令和元年度現況値	小学校14校 中学校 6校	指導課
学校における男女の平等感 「平等と思う」割合	61.3%	70%以上	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(24) 子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
132	教育の場における男女共同参画の推進	人権の尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書等の教材においても適切な配慮がなされるように留意します。	指導課
133		中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	指導課
134		乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮した保育及び教育を実施します。	子育て支援課、 学務課

135		公立学校において、人権尊重に基づいた男女平等教育を実践するため、男女混合名簿の使用や児童・生徒の呼び方を「〇〇さん」と統一することを継続実施します。	指導課
136	教職員に対する男女共同参画に関する意識啓発	県教育委員会等が主催する人権教育や性教育、男女共同参画の視点を養うための研修等への教職員の積極的な参加を促進します。	指導課
137		教職員を始め、保護者、児童・生徒に向け、11月の茨城県男女共同参画推進月間に実施する男女共同参画啓発事業の資料等、男女共同参画に関する啓発物の配布や周知をし、男女共同参画に関する意識を高めます。	市民協働課
138	家庭・地域社会における男女共同参画の推進	男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施する際に、子どももいっしょに参加できる講座を企画したり、講座で学んだことを家庭で実践することを促す等の取り組みをします。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進、主要課題8(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進)	市民協働課
139		地域団体等へ市男女共同参画紙「風」を配布するなど、地域活動の場における男女共同参画の醸成に取り組みます。 (再掲⇒主要課題3(7)地域社会における男女共同参画の推進)	市民協働課
140	情報を活用できる能力の向上促進	児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を向上させるための支援、啓発を引き続き実施します。	指導課

(25) 多様な選択を可能にする教育・学習機会

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
141	多様な選択を可能にするための教育現場における支援の実施	家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないような相談体制の整備や取り組みを推進します。	指導課
142		教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。 (再掲⇒主要課題8(22)人権尊重意識の啓発)	教育総合支援センター
143	子どもたちの自立に向けた力の育成支援	体験学習や就業体験などの体験的な学習の機会を子ども達へ提供し、性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	指導課
144		ヤングケアラー※1 について、教育機会の確保が得られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関等が支援します。また教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、心身の健やかな成長及びその自立に向け、連携して支援できる体制を構築します。 ※1 ヤングケアラーとは…本来大人担うと想定されている家族の介護やケア、家事など身の回りの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	指導課
145	生涯学習分野における男女共同参画の推進	家庭生活等、男女共同参画に関連する学習を提供できる人材も登録しているリーダーバンク制度を継続実施し、市民の男女共同参画に関する学習活動を支援します。また、男女共同参画所管課では、男女共同参画業務に携わった人材や団体がリーダーバンク制度に登録するように促	生涯学習課、市民協働課

		します。	
146		女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、また、社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館において女性学級を実施します。	生涯学習課